

日本医科大学付属病院医療連携ネットワークシステム運用細則

制定：西暦 2013 年 8 月 1 日

改正：西暦 2015 年 6 月 1 日

改正：西暦 2015 年 8 月 1 日

改正：西暦 2018 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 当細則は日本医科大学付属病院医療連携ネットワークシステム（以下、「当該ネットワーク」とする。）に関連する諸事項に対し、適切且つ安全な運用の実施を目的として、是を定める。

(定義)

第 2 条 当該ネットワークとは、電子情報で患者診療情報の提供を可能とする仕組みであり、システム管理者（院長）が許可した他の医療機関と接続され、同意許諾した患者の診療情報のみが提供される仕組みを指す。
併せて当該ネットワークは、当院医療情報システム内に於ける部門システムと位置付ける。

(当該ネットワークの運用体制)

第 3 条 当該ネットワークの運用に対し責任者を定め、患者支援センター長を其の任に充てる。

(運用責任者)

第 4 条 運用責任者は、次の各号に掲げる任務を行う

- (1) 当該ネットワークを適切且つ安全に運用し、運用に問題が生じた場合には、速やかにシステム管理者（院長）に報告する。
- (2) 運用マニュアルを整備し、各利用者に周知する。
- (3) 当該ネットワークの接続機器にシステム上必要な安全対策を講じ、適切な利用を図る。

(利用者の定義と責務)

第 5 条 当該ネットワークを利用できる者は、当院医療情報システムの利用資格を有する者同一とする。

利用者は次の責務を負う。

- (1) 利用者は、当該ネットワークを適切且つ安全に利用しなければならない。
- (2) 利用者は、当該ネットワークを通じて知り得た個人情報の取り扱いについて十分に注意し、診療行為以外の目的で使用してはならない。
- (3) 個人情報漏洩した場合、漏洩した医療機関の責任で対応するものとする。
- (4) 利用者は、当該ネットワークの動作に異常及び安全性の問題点を発見した際

は、速やかに運用責任者に報告しなければならない。

- (5) 利用者は運用責任者からの運用及び安全性に関する通知内容を理解し遵守しなければならない。

(同意書の取得について)

第6条 当該ネットワークへの参加に対する同意書は、原則として患者診療情報を公開する医療機関で取得する。但し、当該ネットワークの参加医療機関に受診中の患者においては、同意書を参加医療機関で取得してもよい。

(同意書の保管について)

第7条 ≪学校法人日本医科大学内≫

患者より取得した当該ネットワークの同意書の原本は日本医科大学付属病院にて保管し、複写した同意書を参加医療機関へ送付する。

≪法人外・参加医療機関≫

参加医療機関で当該ネットワークの同意書を取得した場合は、取得した医療機関にて原本を保管し、複写は日本医科大学付属病院に送付する。

(同意撤回について)

第8条 患者が参加を取りやめる場合は、同意撤回書に必要事項を記載していただき、当院医療連携室へ提出していただく。

(罰則)

第9条 当細則に反する行為が有った場合には、該当者に対し当該ネットワーク及び医療情報システムの利用停止の措置を行う事とする。利用停止の措置期は、システム管理者（院長）の承認を必要とする。

(改廃)

第10条 当細則の改廃は、システム管理者（院長）の承認を必要とする。

(附則)

当細則は、西暦2013年8月1日から施行する。

当細則は、西暦2015年6月1日から施行する。

当細則は、西暦2015年8月1日から施行する。

当細則は、西暦2018年1月1日から施行する。